

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	-8.5.21
※備考	第 号

令和8年5月21日

変更届出書

福岡県知事 殿

三菱UFJ信託銀行株式会社  
 代表取締役 窪田 博  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シュロアモール筑紫野 東側敷地  
 福岡県筑紫野市原田836番地5 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後		備考
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	
株式会社大創産業	午前 9時	午後10時	午前 9時	午後10時	C棟
株式会社トレジャー・ファクトリー	午前 9時	午後10時	午前 9時	午後10時	C棟
株式会社ワールドスポーツ	午前 9時	午後10時	午前 9時	午後10時	E棟
	午前 9時	午後 8時	午前 9時	午後 8時	F棟
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後 9時	午前10時	午後 9時	H棟
株式会社犬の家	午前 9時	午後 9時	午前 9時	午後 9時	I棟
未定	午前10時	午後 8時	午前10時	午後 8時	J棟
株式会社ミスターマックス	午前10時	午後 9時	午前 9時	午後 9時	M棟

※           アンダーラインは変更箇所を示す。

3 変更する年月日

令和8年6月1日

4 変更する理由

営業政策のため